

北陸学院大学

令和3年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

北陸学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「主（神）を畏れることは知恵の初め」の建学の精神に基づき、「北陸学院大学学則」第1条に目的を明示している。

建学の精神を現代的に具現化した三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにし、これを推進するため「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとして定めている。また、学部・学科の教育目的等を定め、これらのもとに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）も具体的に表現し、周知を図っている。

「学校法人北陸学院 中期事業計画 2020（令和2）～2024（令和6）年度」（以下、「第3期中期事業計画」という。）は、「キリスト教学校として特色ある教育内容を確立すること」を絶対目標に策定し、推進している。

「基準2. 学生」について

両学科のアドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育の目的に基づき策定され、学生募集要項、シラバス、学生要覧、そしてホームページ等で公表し、周知を図っている。

平成30(2018)年度の組織改革により教職協働の実施体制を整備し、適切に運営している。

校地・校舎の面積は設置基準を十分に満たしており、教育目的を達成するための屋外運動場、教室、体育館、図書館等の学修環境も適切に整備されている。また、耐震工事は全館完了し、各校舎の緊急時の避難経路図の掲示、避難訓練も行われている。

学修支援に関する学生の意見や要望のくみ上げには、毎年、「教学・学生支援センター」が実施する「学生生活調査」が活用され、また学友会は大学評議会メンバーとの意見交換会や意見箱の設置により、直接、間接に大学に対し要望や意見を伝えることができている。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえて学科ごとに策定され、学生要覧、シラバス、ホームページ等で公開されている。その上で成績評価基準、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が学則及び履修規程で定められ、厳正に適用されている。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。また、各科目のシラバスには、履修に必要な情報が明記され、学生に周知されている。

教授方法の工夫・開発のためにFD部会を中心に授業アンケートやFD研修会等の各種の取組みが行われ、また授業へのアクティブ・ラーニングの活用方針が明示されている。

学修成果の点検・評価方法については、IR(Institutional Research)資料のレイアウト等を含めて定型化が進められており、検証用 IR 資料が経年的に評価できるようになることが期待される。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の補佐として副学長を置き、また学長をサポートする機関として大学評議会を設置し、学長が責任をもって大学運営を進めていく上で必要な企画や意見調整役を担っている。

平成 30(2018)年度に組織再編を行い、大学評議会のもとに教学マネジメントに関する方針を具現化するための方策を協議・立案する「教学マネジメント委員会」を設置している。

教授会の位置付け及び役割は明確であり、教育と研究に関する重要な事項についての意見を学長に述べる機関となっている。

FD(Faculty Development)活動は FD 部会が中心となって活動しており、他にも各要望に合わせて「miniFD 研修会」も開催している。また、SD(Staff Development)研修を職員の資質向上に資するために開催し、平成 30(2018)年度から全体研修に加えて対象者を限定した個別研修も開始している。

研究活動の資源配分に関する規則を定め、研究支援サポートを行う部署を設置している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

理事長の諮問機関として「経営企画委員会」が設置されており、リーダーシップが発揮できる環境を整えている。学長は管理部門である理事会、常務理事会の構成員であり、また大学の教学部門である教授会、大学評議会の構成員でもあるので管理部門と教学部門の連携は機能している。

「第 3 期中期事業計画」では、令和 2(2020)年度からの 5 か年の財務計画を作成し、令和 2(2020)年度も資金留保を達成するなど、中期的な計画に基づく財政運営を行い、安定した財務基盤を確立している。また、使命・目的の実現への継続的な努力として、「第 3 期中期事業計画」の目標のもとに進捗管理表を作成し検証・立案を行っている。

外部資金の確保については、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 3）」に採択され、令和 2(2020)年度も継続して採択されるなど外部資金導入の努力をしている。

「基準 6. 内部質保証」について

学校法人の理念・ビジョンを具現化するために「第 3 期中期事業計画」を軸とし、毎年の事業計画及び事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。

「第 3 期中期事業計画」については、毎年の状況変化等への対応や実施状況からの見直しを常務理事会が指示し、各部局で見直しを実施している。見直した中期事業計画については、常務理事会に諮り、評議員会の意見を徴し、理事会で計画変更を承認している。

自己点検・評価実施委員会は、大学評議会の諮問機関として自主的・自律的に自己点検・評価作業を行い、日本高等教育評価機構の評価基準のもとに自己点検評価報告書を作成し、年度ごとの事業計画実施状況及び三つのポリシーの検証結果等について、IR を活用した調査・データの収集と分析のもとに、客観的事実に基づき自己点検・評価を実施している。

総じて、「主（神）を畏れることは知恵の初め」の建学の精神のもと、三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにし、この推進のため「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとし、教育の目的を定めている。また、キリスト教学校としての大学の特色ある教育内容の確立及び学校法人の理念・ビジョンを具現化するための「第3期中期事業計画」を軸とし、毎年の事業計画と事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.特色ある教育・研究と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「キリスト教的人間観」修得の可視化に関わる試みについて

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「主（神）を畏れることは知恵の初め」の建学の精神に基づき、学則第1条に目的を定めている。また、建学の精神を体することができるよう、現代的に具現化した三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにし、これを推進するため「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとしている。

大学の個性・特色はキリスト教教育に基づいた教育を行っていることにあり、学部・学科の教育の目的を学則にそれぞれ定め、三つのポリシーも具体的に表現し、公表している。

時代の変化と要請に対応して、学科の内容及び定員を変更し、キリスト教教育の学修成果の可視化を進めるとともに、「金沢市近郊私立大学等の特色化推進プラットフォーム形成に関する連携協定書」を締結し、大学と自治体、産業界の連携を図っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、使命・目的及び教育活動は大学案内、ホームページ、「北陸学院報」等により周知し、毎日の礼拝や諸行事により教育理念の理解と浸透を図っている。また、使命・目的及び教育目的の策定・改定に関わる学則変更についても教授会及び大学評議会の審議を経て、理事会で決定している。

「第3期中期事業計画」は、キリスト教学校として特色ある教育内容を確立することを絶対目標に策定し、推進している。

三つのポリシーは、建学の精神、教育理念、教育目的に基づき策定されている。

大学の教育理念を具現化するために人間総合学部を設置し、そのもとに子ども教育学科及び社会学科を設置し、高等教育機関を取巻く厳しい環境に対応するため大幅な組織再編を平成30(2018)年度に行った。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

両学科のアドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育目的に基づき策定され、学生募集要項、シラバス、学生要覧、ホームページに公表している。オープンキャンパス、高校教員対象学校説明会、進学相談会、高校訪問等を通じて、受験生と保護者、高校教員へのアドミッション・ポリシーの周知に努めている。コロナ禍という状況の一つの機会として捉え、ウェブオープンキャンパスやオンライン個別相談も新たに導入している。

入学者選抜規程に基づき、入学者選考委員会及び入学者選抜試験問題作成委員会を設置し、入試問題の作成及び入学者選抜を適正に行っている。入学者受入れの検証のため、入学者分析資料、入学者及び非入学者を対象とするアンケート分析等を実施している。

両学科とも入学定員、収容定員を概ね適切に確保しており、安定的な確保のため、学部・学科の改組計画を進めるとともに、北陸学院高等学校との連携強化に力を入れている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度の組織改革により教職協働の実施体制を整備し、令和 2(2020)年には、「学生支援等に関する基本方針」を策定して教職員でその内容を共有して、適切に運営している。障がいのある学生への配慮は、受験の段階から入学時、入学後において支援の必要性を把握し、専門性を有する教員の協力を得て相談やサポートを行っている。

学修及び生活の支援は、アドバイザー制度と全兼任教員を含むオフィスアワーの設定及び周知を中心に、随時行われている。

令和 3(2021)年度から SA(Student Assistant)が導入され、効果の検証と拡充への検討を進めている。

退学率の目標値を定め、入学前から学びの動機付けを行い、入学後は欠席情報の共有、保護者を含む面談、退学学生の教育指導経過報告書作成による要因分析と大学評議会等を通じた情報共有により、退学予防に取り組んでいる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内に「キャリア教育科目」を配置し、学科ごとの教育目的に沿って、必修・選択の別や授業内容を設定している。両学科とも丁寧な実習指導を通じて、免許や資格の取得によるキャリア支援を行っている。社会学科では3年次必修科目の「キャリアデザインⅤ」でインターンシップを課し、指導を行っている。インターンシップの機会は教育課程外でも全学的に提供されている。

教育課程外では、学生への個別指導と各種の就職支援講座や公務員受験対策等目的別講座の開設、ジェネリックスキル測定テスト実施による汎用力の把握、「English Center(英

語教育研究支援センター)」の課外活動による英語力強化等により行われている。

就職・進学に対する支援は、「教学・学生支援センター」に配置された「学生支援係」の3人の専任スタッフ、ゼミ担当教員、就職担当教員が連携して相談・助言を行う体制が整えられている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「教学・学生支援センター」の「学生支援係」が学生サービス、厚生補導、就職支援、キャリア支援全般に対応している。

日本学生支援機構以外に多岐にわたる大学独自の奨学金を設けており、令和 2(2020)年度にはコロナ禍による経済的支援の対象人数を迅速かつ大幅に拡大して支給している。

学友会等、学生の課外活動に対して学生支援係による支援が行われ、課外活動の場として「JOINT SPACE みっしょん工房」が開設されている。課外活動への参加歴や褒章歴をデータベース化し、ジェネリックスキル測定テストの結果との関連を検証する取組みが進められている。

保健室に看護師を配置し、校医である産業医が加わる健康管理委員会が心身の健康管理に対応している。心理的支援のため、学生相談室に男女の臨床心理士を配置している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎の面積は設置基準を十分に満たしており、教育目的を達成するための屋外運動場、教室、体育館、図書館等の学修環境が適切に整備されている。

耐震工事は全館完了し、各校舎の緊急時の避難経路図の掲示、避難訓練も行われている。

土・日も利用可能な「学習支援室」、ラーニング・コモンズ等に加え、複数のコミュニケーションスペースを開設して快適な学修環境が提供されている。

図書館は4人の職員が配置された独立した建物で、17万冊の蔵書を有し、授業時間前後にも開館している。学生の図書館サポーター活動が活発である。

学生が利用可能なコンピュータ教室及び貸出しによるパソコン保有が確保されている。
バリアフリー環境の整備については、手すりの設置、階段昇降機、身障者用トイレ、段差解消ボード等が整備されている。

授業のクラスサイズは、講義、演習ともに受講学生数に応じて適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望のくみ上げには、毎年、「教学・学生支援センター」が実施する「学生生活調査」が活用されている。IR 推進係による調査結果の集計と分析、大学評議会及び「教学マネジメント委員会」への報告と学内共有、関係部署による回答の検討から掲示板への公表まで、対応体制が確立している。学友会は大学評議会メンバーとの意見交換会、意見箱の設置により、直接、間接に大学に対し要望や意見を伝えることができる。

これらの取組みを通じ、スクールバスの無料化や増便、駐車場の拡張、コンビニの設置、プリンターやパソコンの増設等が改善され、学生満足度の向上に結びついている。

大学の学生支援体制、経済支援、精神的健康の支援、学生生活全般や所属学科での学びに対する満足度はいずれも「満足・どちらかといえば満足」の回答の割合が高い。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーでは、両学科に共通する四つの能力として、①キリスト教的人間観を理解し、生涯にわたって、自分に与えられた使命(Mission)を発見し、実現しようとする力②全学共通科目の履修を通して身に付く幅広い知識と教養③学科での学びを通して、自ら課題を設定して探求することができる④自らの考えを口頭や文章によつて的確に他者に伝えることができる—以上が掲げられている。

ディプロマ・ポリシーは、学科ごとの教育目的を踏まえて、それぞれ策定され、学生要覧、シラバス、ホームページなどで公開されている。シラバスには、全科目とディプロマ・ポリシーとの関連性が確認できるように「科目見取表」が掲載されている。

その上で、成績評価基準、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が学則及び履修規程で定められ、厳正に適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を目的として策定され、学生要覧、ホームページ、シラバスなどで周知されている。両ポリシーの一貫性は各学科と「教学マネジメント委員会」との二重チェック体制によって堅持されている。

大学の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。各科目のシラバスには、履修に必要な情報が明記され、学生に周知されている。年間履修登録単位数の上限を設定し、過剰な履修登録による単位の空洞化を阻止している。教養教育は、「教学マネジメント委員会」で審議され、全学的な見地から実施されている。

教授方法の工夫・開発のために、FD 部会を中心に、授業アンケートや FD 研修会などを含む各種の取組みが実施されている。また、アクティブ・ラーニングを積極的に授業に活用しようとする方針が共有されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント委員会」を中心に策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーは、「大学レベル」「学位レベル」「科目レベル」に区分され、ポリシーごとに直接評価指標と間接評価指標が選定され、各指標の相互の関連性を分析・検証するよう努めている。学修成果の点検・評価方法については、IR 資料のレイアウト等を含めて、定型化が進められ、検証用 IR 資料として経年的に評価できるようになることが期待される。

FD 部会を中心に、原則全科目を対象として実施している「中間アンケート」「授業アンケート」を通じて、学生の受講態度、授業に対する率直な意見や感想等を聴取し、その結果を踏まえて、学修指導の改善に向けたフィードバックが行われている。また、その他の資格取得率・就職状況等、意識調査、卒業生、就職先等に関する各種アンケートは、三つのポリシーを踏まえた学修成果を分析・検証するためのデータとして活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の補佐体制として副学長が置かれ、学長の決定をサポートする機関として大学評議会を設置していて、学長を補佐する体制が整備されている。

平成 30(2018)年度に大学の組織再編を行い、教学マネジメントの権限の分散と責任の所在を明確にしており、大学評議会のもとに教学マネジメントに関する方針を具現化するための方策を協議・立案する機関である「教学マネジメント委員会」が置かれている。

教授会の位置付け及び役割は明確であり、教育と研究に関する重要な事項についての意見を学長に述べる機関となっている。

組織体制は、「組織規程」により管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定めて業務を遂行しており、「事務組織事務分掌規程」により、各部署が果たす役割を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準上の必要な専任教員及び教授を配置し、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。

教員の任用及び昇任については、「職員採用規程」「教員任用及び昇任規程」「任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目、審査基準」により、適正に運用されており、採用は公募を原則としている。

FD 活動は、「教学マネジメント委員会」の下部組織である FD 部会が中心となり活動を行っており、専任教員の FD 研修会への参加は必須であり、その他、各要望に合わせて「miniFD 研修会」を開催している。研修会終了後にアンケートを実施してその結果を「FD 活動に関する報告書」に掲載し、次年度に向けて見直しを行っている。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を組織力向上のための重要事項として捉え、人事評価制度の導入や研修会等への積極的な取組み・支援を行っている。

人事評価制度は「職能調査」「適性把握」「人事考課」を三つの柱とし、相互の有機的関連のもとに当該職員と上位者双方で共通認識できる仕組みとなっている。

SD 研修を平成 30(2018)年度から、全体研修に加え、対象者を限定した個別研修を開始し、職員の資質向上に資するよう努めている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に一人1室研究室を用意し、パソコン、プリンターが使える環境を整備するとともに、図書館で研究に関する特別貸出しや相互貸出し等を行い、研究を支援している。

研究倫理に関する規則を整備し、個人情報に関わる研究については研究倫理審査委員会の事前の承認を要することとして、厳正な運用を行っている。

研究活動への資源配分に関する規則を整備し、研究支援サポートを行う部署を設置している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従うことが定められ、組織倫理に関しては、「組織規程」「事務組織事務分掌規程」等があり、組織秩序の基本となっている。また、「情報公開規程」に基づき、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報をホームページにより公開している。使命・目的の実現への継続的な努力としては、「第3期中期事業計画」の目標のもとに、進捗管理表を作成し検証、立案を行っている。

人権については、個人情報保護の観点から「個人情報保護規程」「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定めるとともに「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を規定し、教職員に責任ある行動を促している。危機管理については、「危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」が作成されていて、さまざまな状況に迅速に対応できるようになっている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「理事会会議規程」に基づき理事会が運営され、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制が整備されており、適切に機能している。また、理事会のもとに「常務理事会規程」に基づき常務理事会が置かれ、学校法人与各部局間の協調と効率的な学校法人運営が図られている。

理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われ、理事の理事会への出席状況は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長の諮問機関として「経営企画委員会」が設置されており、理事長のリーダーシップが発揮できる環境を整えている。

学長は、学校法人の理事会、常務理事会の構成員であり、大学の教授会、大学評議会の構成員でもあるので、学校法人与大学の意思の疎通や連携は円滑に機能している。

監事は学校法人の業務を監査するため、理事会、常務理事会、評議員会には必ず1人は参加するようにしており、過去5年間の理事会への出席状況は良好である。また、公認会計士による監査時には、監事も同席して意見交換を行っている。

内部監査室が設置されており、非常勤職員1人を配置し、業務監査、監査法人監査、研究費の監査に係る監査計画、実施報告を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第3期中期事業計画」では、令和2(2020)年度からの5か年の財務計画を作成し、令和2(2020)年度も資金留保を達成するなど、中期的な計画に基づく財政運営を行っている。

収入と支出のバランスが保たれており、安定した財務基盤を確立している。

外部資金の確保については、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ3）」に採択され、令和2(2020)年度も継続して採択されるなど、外部資金導入の努力をしている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会に担当者が参加して会計に関する知識の向上に努めるとともに、不明点は公認会計士等の指導・助言を受け、学校法人会計基準や経理に関する規則に基づく会計処理を適正に実施している。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による監査を受けるとともに、監事による監査を受けており、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の理念・ビジョンを具現化するために「第 3 期中期事業計画」を軸とし、毎年の事業計画及び事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。

「第 3 期中期事業計画」については、毎年の状況変化等への対応や実施状況からの見直しを常務理事会が指示し、各部局で見直しを実施している。見直した中期事業計画については、常務理事会に諮り、評議員会の意見を徴し、理事会で計画変更を承認している。

大学の内部質保証を機能させる体制として大学評議会が中心となり、アセスメント・ポリシーに基づき、「教学マネジメント委員会」「大学キリスト教センター」「教学・学生支援センター」「学術情報研究・社会連携センター」及び「アドミッションセンター」、そして各学科が実務を担っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価実施委員会は、大学評議会の諮問機関として自主的・自律的に自己点検・評価作業を行い、日本高等教育評価機構の評価基準をもとに自己点検評価報告書を作成しており、エビデンスデータとともに「第3期中期事業計画」による各年次の事業計画及び事業報告に基づいて実施し、公表している。

年次の事業計画では、「実施計画」ごとに、「数値目標」「達成率」「進捗・達成（取組）状況」「今後の課題」の項目を管理しており、年次の事業計画の段階では「数値目標」を決めて取組んでいる。自己点検・評価実施委員会は、これらの事項及び三つのポリシーの検証結果等について、IRを活用した調査・データの収集と分析による客観的事実に基づいて実施している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会が中心となり、「第3期中期事業計画」に基づく各年次の事業計画及び事業報告により、PDCA サイクルが機能する仕組みを構築している。

「第3期中期事業計画」の進捗管理と合わせて大学評議会が中心となり三つのポリシーを検証する仕組みとしてアセスメント・ポリシーを策定し、このもとに IR データを検証・分析している。併せて、学修成果をより一層可視化する仕組みを構築し、教育の質を保証するための PDCA サイクルは大学評議会を中心に「教学マネジメント委員会」及び各センターと各学科が担っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 特色ある教育・研究と社会貢献

A-1. 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

- A-1-① 建学の精神に沿った社会貢献体制の整備
- A-1-② 地域教育開発センターの適切な運営と社会貢献
- A-1-③ 教育研究活動を通じた社会貢献

【概評】

建学の精神を不変の真理とみなし、「歴史と文化」に対する責任と愛を自覚し、「隣人を自分のように愛して」生きることが大学の社会貢献体制の確立を促し、「地域教育開発センター」（以下「センター」という。）が設置されることになった。センターは、地域における幼児・児童教育、英語及び英語教育、心理学、社会福祉、食生活その他の学問分野に関する研究を行うと同時に、その成果をもって地域社会に貢献することを実践している。

センターの主催する教育研究活動を通じた社会貢献は、どの活動も大学の特色を十分に生かしたものであり、教員・職員・学生が一丸となって実現しているところに建学の精神の成果が確認できる。具体的には、「連続公開講座～いのちの重さと輝き～」では各専門分野で活躍する著名な講師による提言を、「冬の連続公開講座～この地に生きる～」では石川県を中心に北陸で活躍する専門家による独自の働き方や生き方を発信している。大学の教員による研究成果は、学科独自に、あるいは学科を超えて、「REDeC（レデック）・セミナー」の講座を通して紹介されている。大学コンソーシアム石川では、高校生を対象とする講座も実施している。「遊び場 JOJO」「MAGONOTE 塾」「音楽のおくりもの」「クリエーショングループ」などの幼児・児童教育支援事業を実施して、地域の子どもたちや保護者との交流を展開しているが、それらの活動は、学生、教員、そして大学の枠を超えた連携と協働の中で企画されている。「ともいき塾」の「よりそいの花プロジェクト」では、地域住民の生活復興支援や地域活性化のための各種活動も展開されている。石川県の「令和元年度高齢消費者被害防止寸劇出前講座事業」に社会学科のゼミナール企画が採択され、近年増加傾向にある高齢消費者の被害防止のために学内外で寸劇を披露している。

以上の地域貢献活動などを通して、大学は、着実に地域からの信頼を獲得している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 「キリスト教的人間観」修得の可視化に関わる試みについて

本学の「ディプロマ・ポリシー」（卒業認定・学位授与についての方針）の冒頭には、卒業生に修得を期待する資質として、次のような目標が掲げられている。「キリスト教的人間観を理解し生涯にわたって、自分に与えられた使命（Mission）を発見し、実現しようとする力が身についている」。本学はキリスト教精神に拠って建つ、キリスト教学校として、卒業生がキリスト教的人間観を身に付け、自己の人生観と世界観を形成し、自分に与えられた人生の使命（ミッション）を見出し、積極的にそれを担い、充実した人生を送ることを願っている。そのために毎日行われる礼拝、1・2年生の参加する一泊セミナー、1・2年生必修のキリスト教関連科目が設けられてきた。これらに加え、新たに最終年次に、各専門領域とキリスト教精神との関係を学ぶ科目の設置を検討している。

本学における学修効果の可視化の努力の一環として、この「キリスト教的人間観」の修得についても、その試みが開始されている。その具体的手がかりの一つとして令和2（2020）年度より学校法人河合塾と株式会社リアセックが共同で開発し実施しているアセスメントテスト「PROG」（Progress Report on Generic Skills）を導入している。本学ではこのテストに独自の設問を設け、「キリスト教的人間観」に関わる10の問いを学生に問い、PROGと連動したアンケートとして実施している。「自分が神と人に愛され、喜ばれる、個性ある大切な存在だと思いますか」、「タラント（賜物）を使い、人や社会、神のために果たす、何らかの使命が、自分にはあると思いますか」、「他者もまた、神と人に愛され、喜ばれる個性ある大切な存在だと思いますか」、「個性を認めることができ、その意見を真剣に聴こうと思いますか」、「矛盾や課題を解決し、使命を実現するために、大学での学びを活かし、目標や方法を考え、計画を立てようと思いますか」といった問いへの回答を集計し、ほかのアセスメント指標との相関を探りつつ経年的に追跡をする予定である。

もちろんキリスト教教育の実りのすべてが在学中に可視化されるとは限らず、卒業後何年も経てから思いもよらなかった実が結ばれることも珍しくない。卒業して何年も経てから、在学中に触れたキリスト教的価値観や人間観・人生観の大切さに気づかされることも起こっている。しかしそれと同時に、本学が重んじている『聖書』は、神の霊が人間を「神の協力者」（コリントの信徒への手紙一第3章9節）として豊かに用いてくださることを教えており、神の霊は「愛」、「喜び」、「平和」、「寛容」、「親切」、「善意」、「誠実」、「柔和」、「節制」といった具体的な目に見える実りを結んでいくことを語っている（ガラテヤの信徒への手紙第5章22-23節）。学生が在学中に本学のキリスト教教育を通して何を受けとめ、どのような思いを巡らし、どういった変化や成長を経験したのか、その目に見えるところを意識し、見つめ直すことは、本学の教育の更なる質向上に資するものとなることと確信している。

在学中にディプロマ・ポリシーで目指されている卒業生の姿に照らして、何がどの程度達成されたのかを把握し、更なる教育の向上に資するものとしながら成長し続ける教育共同体の形成を本学は目指している。この試みが教育機関としての本学の自己吟味と継続的成長に資するものとなり、それが更なる教育効果を伴った学生の学びへと還元されていくことを願っている。

